

保育士の資格取得をし、
保育士業務の職場を目指す方へ学費をサポートします！！

福島県保育士 修学資金貸付制度 (2019年度)

この制度は、保育の現場で働く人材の確保・育成を目的として実施している修学資金の貸付事業です。就労状況によって、返還免除等の優遇を受けることができます。

貸付内容(裏面もご参考ください)

- ①学費について、修学期間にあわせて **月額5万円以内**
- ②さらに必要に応じて、**入学準備金20万円以内**
就職準備金20万円以内
- ③修学期間中及び福祉施設等に **全額無利子**
就労中の貸付利息は、

返還(貸付条件を守らない場合)

- ①貸付金は、一括返還となります。
- ② **福島県内で保育士として働けば
全額免除(※)**

※免除には一定の要件があります。

【実施機関・問い合わせ先】
社会福祉法人福島県社会福祉協議会
福祉サービス支援課
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111
TEL: 024-523-1256



詳細については裏面をご覧ください⇒

＜保育士修学資金貸付事業詳細＞

1. 目的

この制度は、保育士養成施設を卒業し、保育士としての登録を行い、福島県内において、保育士としての業務に従事しようとする方に対し、その養成と確保に資することを目的としています。

2. 貸付対象者

福島県民、又は他県から県内の保育士養成施設に入学する学生であって、養成施設を卒業後、福島県内において保育士としての業務に従事しようとする方。（一定の条件があります。）

3. 貸付募集人員

80名程度

4. 申請方法

募集期間内に在学する養成施設を通じて、本会へお申込み下さい。

5. 貸付額(上限額)

- ①修学金 正規の修学期間2年間の場合 月額 5万円以内
正規の修学期間3年間の場合 月額 3万3千円以内
正規の修学資金4年間の場合 月額 2万5千円以内
- ②入学準備金 20万円以内 ③就職準備金 20万円以内
- ④生活費(生活保護受給世帯や非課税世帯等)

6. 貸付期間

養成施設に在学する正規の修学期間

7. 貸付利子

修学期間中又は福祉施設等で保育士として業務に従事している期間は全額無利子。ただし、返還が開始され、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき額につき年5パーセントの延滞利子を返還金と合わせて納入していただきます。

8. 貸付金の返還

- (1)停学や退学、卒業後、福島県内で保育士業務に従事できない場合及び資格取得ができなかった場合は、定められた期日までに「一括返還」となります。
- (2)要件に合致した場合のみ最長5年以内(貸付額により決定)の月賦により返還していただきます。ただし、以下の要件を満たす方については免除となります。

◎福島県内において保育士として定められた業務に5年間以上従事した場合

【問い合わせ先】福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課 TEL 024-523-1256